平成２９年（フ）第３３号
岐阜県美濃加茂市川合町３丁目４番19号　メルベーニⅡ103、前住所岐阜県美濃加茂市川合町１丁目４番20号　サンライズＢ101
債務者　水野さゆり
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１２４号
三重県桑名市駅元町13番地２　ベルカーサ有楽９Ｃ号
債務者　早川　行雄
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
三重県桑名市大字小貝須450番地１　レジデンスくわな301号
債務者　佐久本愛姫
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
三重県四日市市楠町本郷1745番地　サンハイツ川北Ａ－１Ａ、前住所三重県四日市市野田２丁目13番３号
債務者　堀　　聡子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
三重県桑名市赤尾台１丁目３番地２
債務者　的場　栞里
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
三重県四日市市波木南台２丁目156番地
債務者　小林　理恵（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第４２１号
兵庫県西宮市津門大箇町４番12―501号、前住所兵庫県西宮市名塩さくら台４丁目８番地６（前々住所）神戸市北区鈴蘭台北町１丁目14番６―601号
債務者　國嶋　真吾
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２２号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号　ハウディ尼崎306号、前住所兵庫県尼崎市浜田町５丁目72番地
債務者　竹若　　智
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３６号
兵庫県尼崎市長洲中通１丁目９番４号　ミストア尼崎駅前201号
債務者　野田　大輔
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９４号
奈良県大和郡山市額田部北町576番地15
債務者　西川　隆志
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２１７号
奈良市東九条町1424番地　北和県住８―504号
債務者　げっしょう村井こと　村井　　整
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３６号
鳥取県倉吉市小鴨1338番地の１
債務者　杉本　幸代
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第６１号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池608番地２
債務者　川上　功記
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第６６号
宮崎県都城市安久町4702番地１
債務者　土井　英樹
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第７９号
鹿児島県霧島市国分姫城2897番地11
債務者　森山　郁子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
福井県鯖江市鳥羽町第108号21番地
債務者　野村ゆかり
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係